

仕様書

1. 業務名称 市営住宅空家修繕業務（畳その2）
2. 業務場所 下関市長府八幡町6番ほか
3. 業務概要 市営住宅空家の畳を修繕するもの
4. 履行期間 契約締結日から令和8年9月15日
5. 業務内容 対象住戸の畳修繕 ※畳修繕・数量表のとおり

6. 仕様

- (イ) 畳表 日本農林規格（JAS）に定める2等を使用する。
- (ロ) 畳縁 化粧べりとし、色合いは見本品により決定する。
- (ハ) 縁下地 ハコ紙を張り合わせたものを使用する。
- (ニ) 新畳 別紙「化学畳製作要領書」による。
- (ホ) その他 畳養生には、防虫紙を使用すること。

7. 提出書類

- (イ) 工事写真 （業務前・業務中・完成）カラーサービス版 製本1部（A4版）
- (ロ) その他 （処理場）領収証の写し。

※工事写真の撮り方

[業務前・完成時]

- ・ 全室、全数量が確認出来ること。
- ・ 現場において、同一箇所・同一アングルで撮影し、数量が確認出来ること。

[業務中]

- ・ 代表的な畳について、撮影すること。
- ・ 要領書に基づき、各使用材料の寸法・形状(厚さ・長さ・間隔等)が確認出来ること。
尚、必要に応じて黒板の他、スケール(コンバックス・リボンテープ)等を用いて理解しやすいようにすること。
- ・ 特に、機械縫による刺付寸法については、針足(当該寸法)が施工要領書に記された数値以下となっていること。
- ・ 全日本畳組合連合会で定めた品質規格表示の内容が読めるように撮影すること。

8. 安全管理

- ・ 業務受注後、速やかに現地調査を行い、早期着手、完了に努めること。
- ・ 業務箇所における事故および災害防止の措置を確実に講ずること。
- ・ 事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに監督職員および関係官公署に報告しなければならない。
- ・ 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
- ・ 業務中の立会検査は、監督職員の指示によるものとする。

9. その他

- ・ 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- ・ 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおりとする。
- ・ 業務のうち、下関市個人情報保護事務取扱要領（平成31年3月1日制定）による安全管理の措置については、別紙4「個人情報取扱特記事項」とおりとする。
- ・ 受注者は、作業前に監督職員と日程内容等十分打ち合わせる事。
- ・ 受注者は、経年で畳が色褪せないようシート類にて保護すること。
- ・ 廃棄物は適切に処分を行うこと。
- ・ 業務対象住棟の所在地は以下のとおり。
 1. 市営長府前八幡（1）住宅：下関市長府八幡町6番
 2. 市営長府八幡住宅：下関市長府八幡町1番
 3. 市営大学町住宅：下関市大学町四丁目6番
 4. 市営新地（1）住宅：下関市新地町1番1号
 5. 市営細江住宅：下関市細江町二丁目4番1号